

権利 4 予習問題

■時効

問 1 A が善意無過失で B 所有地の占有を開始し、所有の意思をもって、平穩かつ公然に 7 年間占有を続けた後、その土地が B 所有のものであることを知った。この場合、A はその後 3 年間占有を続ければ、その土地の所有権を時効取得することができる。

問 2 債権は、原則として、債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときに、時効によって消滅する。

問 3 裁判上の請求や権利の承認がある場合には、時効の完成猶予の効力が生じる。

■解答解説

問 1 正しい。 所有の意思をもって、平穩、公然、善意・無過失で他人の物を占有する者は、10 年でその物の所有権を時効により取得できます。善意・無過失かどうかは占有の開始時に判断されますので、途中で悪意となっても、その後占有を継続すれば 10 年でその物の所有権を取得できます。

問 2 正しい。 債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき、または、②権利を行使することができる時から 10 年間（人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権については 20 年間）行使しないときに、時効によって消滅します。

問 3 誤り。 裁判上の請求があると、時効の完成猶予（その事由が終了するまでの間は、時効は完成しない）の効力が生じますが、権利の承認があった場合は、時効の完成猶予の効力は生じません。権利の承認があると、時効の更新の効力が生じます（その時から新たに進行を始める）。

権利 4 復習問題

■時効

【問1】 AがBの所有地を長期間占有している場合の時効取得に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはいくつあるか。

ア Aが20年間平穩かつ公然に占有を続けた場合においても、その占有が賃借権に基づくもので所有の意思がないときは、Aは、その土地の所有権を時効取得することができない。

イ Aが善意無過失で占有を開始し、所有の意思をもって、平穩かつ公然に7年間占有を続けた後、その土地がB所有のものであることを知った場合でも、Aは、その後3年間

占有を続ければ、その土地の所有権を時効取得することができる。

ウ Aが善意無過失で占有を開始し、所有の意思をもって、平穩かつ公然に7年間占有を続けた後、Cに3年間賃貸した場合、Aは、その土地の所有権を時効取得することはできない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 なし

■解答解説

問1 正解1 ●●

ア 正しい。 所有の意思のない占有では、所有権の時効取得は認められない。

物を占有し、物の所有権を時効により取得するためには、「所有の意思」ある占有を継続する必要があります。賃借権に基づく占有は「所有の意思」のない占有とされますので、このような占有を継続しても、「所有権」の取得時効が成立することはありません。

イ 正しい。 善意無過失の判断は、占有開始時を基準とする。

他人の物であることにつき、悪意で占有する場合の時効期間は20年です。これに対して、善意無過失で占有する場合の時効期間は10年です。ここで、善意無過失であるかどうかは、占有を始めた時を基準として判断することになっています。占有を始めた時に善意無過失であれば、その後時効期間が経過する前に悪意となっても、10年間で時効取得することができます。

ウ 誤り。 自分で直接占有しない場合でも、取得時効は成立する。

取得時効の成立に必要な占有は、直接自分で占有する場合（「直接占有」とい

います)に限らず、他人に占有させるもの(「間接占有」といいます)であつてもよいとされています。本肢では、Aは「善意無過失で占有を開始」していますので、取得時効の期間は10年となります。そして、Aは直接占有を7年、Cに賃貸してCに占有させることによる間接占有を3年、あわせて10年占有を継続していますので、土地の所有権を時効により取得することができます。

以上より、誤っているものはウの一つなので、1が正解となります。

【問2】 時効に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. 不動産賃借権は債権のため、時効取得が認められていない。
2. 土地の所有権を時効取得した場合、取得時効完成時に当該土地の所有権を取得する。
3. 時効は、当事者の裁判上の請求によってのみ更新する。
4. 所有権は、時効によって消滅することはない。

解答解説

問2 正解4 ●●

1. 誤り。 所有権以外の権利も時効取得できる。

所有権以外の権利でも、たとえば、「不動産賃借権」や地上権、地役権を時効により取得することはできます。

2. 誤り。 時効の効力は起算日にさかのぼる。

時効の効力は起算日にさかのぼって生じます。したがって、占有開始時に土地所有権を取得することになります。[p34 (3) 時効完成の効果]

3. 誤り。 時効の更新事由は、裁判上の請求の他にもある。

時効の更新事由には、「裁判上の請求」の他に、「支払督促・和解・調停等」、「強制執行・担保権の実行等」、「承認」などがあります。

4. 正しい。 所有権は、(消滅)時効により消滅しない。

権は、(消滅)時効により消滅することはありません。